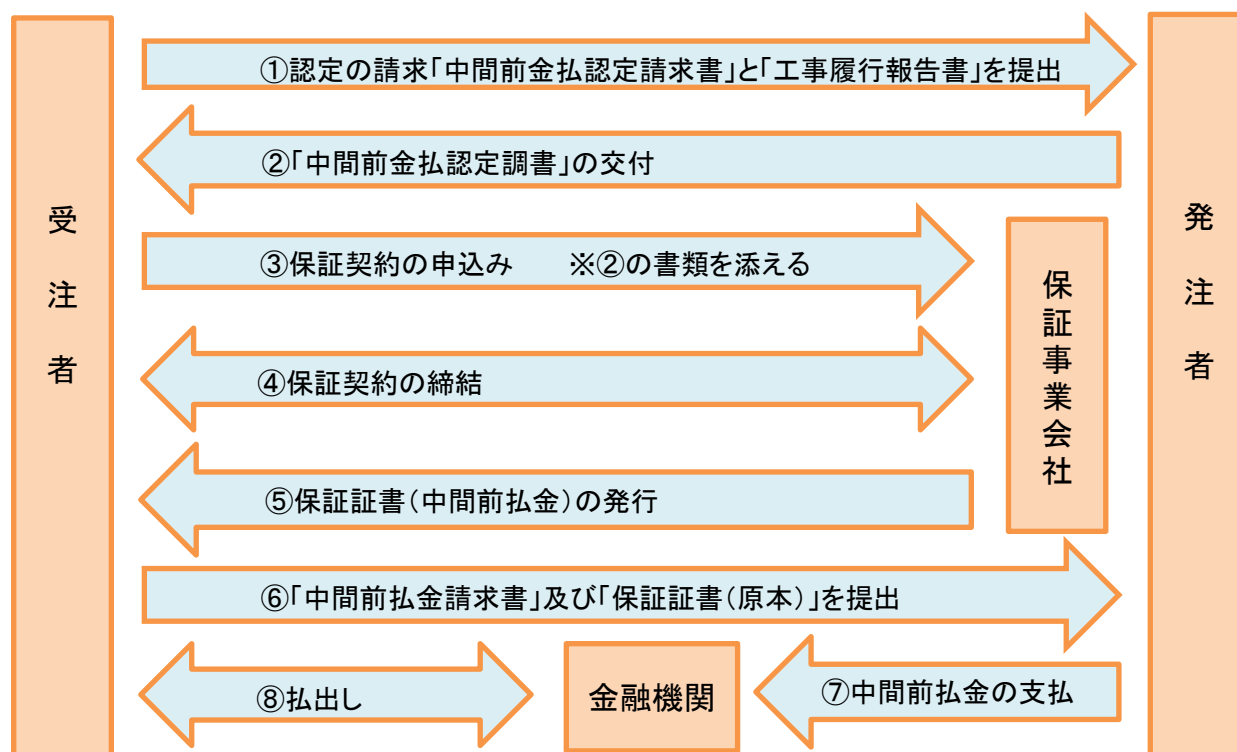


## ＜中間前金払の流れ＞

平成26年10月1日



## ① 認定の請求

受注者は、中間前金払を請求するときは、「中間前金払認定請求書(様式1)」と「工事履行報告書(様式2)」を発注者に提出し、中間前金払に関する認定の請求をする。

## ② 認定審査と認定調書の交付

発注者は、中間前金払の対象となる工事の要件の全てに該当するかを審査した結果、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して「中間前金払認定調書(様式3)」を交付する。

この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、受注者に当該数値等の根拠となる資料の提出を求めるものとする。

## ③保証契約の申込み

受注者は、保証事業会社に対して、発注者から交付された「中間前金払認定調書(様式3)」を添えて、中間前金払に係る保証契約を申込み。

## ④⑤保証契約の締結及び保証証書の発行

保証事業会社と保証契約を締結することにより、「中間前払金保証に係る保証証書」が発注者に発行される。

## ⑥支払請求

受注者は、「中間前金支払請求書(様式は任意)」に「保証証書(原本)」を添えて発注者に提出する。

## ⑦⑧支払い

発注者は、前払金と同じ振込み口座に中間前払金を支払う。受注者は、金融機関から中間前払金を払いだす。